

飲酒運転は

絶対しない
させない
許さない



このような場合は、迷わず 110番を！

今、目の前で缶ビールを片手に
飲酒しながら運転をしている
又は 運転をしそうだ

店に車で来店した客が酒臭い、
酒を購入して
車内で飲酒している

目の前の車両が
蛇行運転するなど
挙動がおかしい

飲酒運転は犯罪です!!

道路交通法による罰則もあります



酒酔い運転

罰則
5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金
行政処分

運転免許取消

酒気帯び運転

罰則
3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
行政処分
運転免許取消
または免許停止（90日間）
※過去に前歴等ない場合

運転者だけでなく、
飲酒運転を助長する周辺者も重く罰せられます。

	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
車両提供者	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
酒類提供者 または同乗者	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

飲酒運転周辺者も行政処分を受ける場合があります。

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」において 県民や事業者の責務が定められています

県民の役割

- 飲酒運転をしない。
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める。
- 身の回りで飲酒運転の根絶を図るために取り組みに努める。
- 飲酒運転を見つけたら警察へ通報するよう努める。

すべての事業者の役割など

- 車を運転する際の運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し飲酒運転根絶に関する教育、指導などに努める。
- 従業員が通勤中に違反した場合
▶県から事業者に違反した事実を通知。
- ▶事業者は、アルコールチェックや教育、指導などを
行わなければならぬ。

飲食店の役割など

- ポスターなどの飲酒運転根絶に関する啓発文書の掲示に努める。
- 利用客の交通手段の確認に努め、利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 酒類を提供した利用客が違反した場合
 - ▶県から飲食店に違反した事実を通知。
 - ▶飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などをしなければならない。
 - ▶1年以内に再度通知を受けた場合、県から飲酒運転防止措置に関する指示が行われる。
 - ▶指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命令する。
 - ▶指示書を掲示しないときは5万円以下の過料

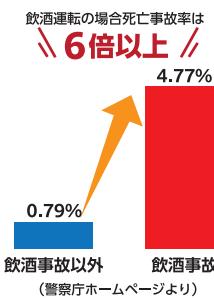
その他、酒類小売業者、タクシー事業者、運輸代行業者、駐車場所有者、イベント等主催者などの役割についても規定されています。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

千葉県 根絶 条例 検索

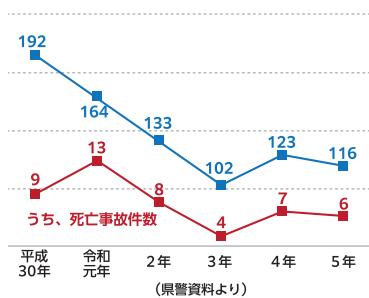


各種データ

死亡事故率の比較 (令和5年)



県内の飲酒運転による 交通人身事故件数



酔いがさめるまでの時間の目安

お酒 1 単位

(純アルコール20グラムを含む酒量)



分解するのに約**4時間**

(体重60kgの標準的な成人男性の場合)
※性別、年齢、体重、体质などで変わります。

2 単位なら約8時間

3 単位なら約12時間…

▶睡眠中はさらに分解が遅くなります。翌朝も要注意！

(政府広報オンラインより)

飲酒運転根絶宣言事業所(店)に登録しませんか?

県では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」と
飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。

登録後、県が登録証、啓発物資をお送りする他、同意が得られた場合は
事業所名又は飲食店名及び所在地（市町村名のみ）を
千葉県ホームページに掲載します。詳しくはこちら▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



千葉県ホームページ

